

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月二十日(本曜日)午後一時四十二分開会

委員の異動

本日委員片岡文重君辭任につき、その補欠として荒木正三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君  
理事 木内 四郎君  
西川 甚五郎君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君  
木暮 武太夫君  
左藤 義詮君  
塩見 俊二君  
土田 國太郎君  
廣瀬 久忠君  
山本 米治君  
大矢 正君  
栗山 良夫君  
小林 孝平君  
野溝 勝君  
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君  
大蔵省主税局長 原 純夫君  
事務局長

常任委員 木村 常次郎君  
会専門員

説明員 大蔵省主税局長 加治木俊道君  
関部 秀務課長

本日の會議に付した案件

○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

政府に一言申し上げますが、御承知のように、大蔵省の法案というものは非常に山積しております。しかるに政府当局の出席が悪いために委員會の審議を障害しておる事実が非常に多いのです。つきましては、よく大臣に委員會の審議にもっと積極的に協力するよう、に嚴重にお申し入れいただきたい。議事に入る前に委員の異動を御報告いたします。

本日付をもって、委員片岡文重君が辭任され、その補欠として荒木正三郎君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) まず、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○大矢正君 きのように引き続き質問をいたしたいと思ひますが、その前に、当局側として次のような内容を當委員會に発表してもらふことができるかどうかということを探ねてみたいと思ひますが、それは昨年度の関税がこの法律によつて免税をされる対象となつた品目別の内容、数量等をこの際示していただくことができるかどうかということを質問したいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 別途資料として差し上げるのじゃなくて、それとも今ここで申し上げるのでございませうか、どちらでございませうか。

○大矢正君 実はちよつと今相談をしてみたのですが、この場で発表をしてもらうということになりますと、おそらく限度があると思ひますし、私が知りたいのはできる限り細目の内容を知りたいと、こう思うわけでございませうので、一応概括的なものの説明を願つて、あとであらためて細部の資料を提示していただきたい、こう考えております。

○政府委員(原純夫君) それではごく

概括的に申し上げまして、詳しくはあと資料で申し上げます。関税の減免税、いろいろな項目がございますが、法律的に申し上げますと、関税定率法第十二條の關係であります。それから十三條の關係、十四條、十五條、いろいろ条文でございますが、それは資料のときに申し上げます。總計を先に申し上げます。三十一年度の実績で申し上げますと、減免税額四百五十二億二千六百万円ということに相なっております。そのうち大きいから申して参りますと、主用食糧の關係で六十九億七千万、それから十四條の無条件免税の分が八十五億四千万、それから付則の十項の分が四百七十七億二千二百万、これは小麦、それから油、炭化水素油等も入っております分、いろいろなものを一括して別表甲号というのでまとめてあります。それから詳細は資料で申し上げますが、別表乙号の八十一億四千万、これはいろいろなもの、ただいま甲号の方は免税、乙号の方は減税の分であります。これは八十一億四千万、六百万。それらが大きな項目で、合計いたしました四百五十二億二千六百万というものが三十一年度における減免税額であります。三十二年度の数字も十二月までは持つておりますが、月数が九カ月になりますし、これはまた資料のときにでもつて差し上げることにいたします。

○大矢正君 昨年度の減免税分が四百五十二億というところで、きのうは四百五十億程度ではないかという話があった

のですが、三百億ぐらいふえた。ふえたところがどこから出てきたのか、それもちよつと探ねておきたいと思ひます。

それから、いま一つは三十二年度の見通しはどうか。この三十一年度を基準にして三十二年度の見通しはどうか、三十一年度以前はどうなつていたか。大体の内容を知らせていただきたい。

○政府委員(原純夫君) 三十二年度は四月から十二月までの実績数字をただいま持つておりますが、これによりまして、先ほど四百五十二億と申しました總計に對しまして三百九十一億三千万ということになっております。九カ月でありますから、月割りにいたしますればちよつと去年よりも多いという格好になっております。

なお、三十一年度の減免税額は五百七十九億四千二百万ということに相なつております。ただいまお話の百數十億との差は、恐れ入りますが、業務課長が昨日申しましたことなので、業務課長から申し上げる次第でございませう。

○説明員(加治木俊道君) 補足して申し上げますが、昨日税関部長から申し上げましたのは特例法關係、今審議の對象になっております軍の關係のものだけでありませう。局長から申し上げた数字は関税定率法による本来の、通常の減免税額であります。従つてこのほかに特例法によるやつが、きのう申し上げた百五十億とか百億とかいう数字になつておるのでありまして、今の数字にはそれが含まれておりませう。実

は関税法の一般減免の御質問だと思つて、そのトータルを先ほど局長から申し上げたのであります。先ほどの数字はこのように御了承願います。従つて定率法関係のたゞば暫定減免小麦とか重機械、こういうものの数字が四百五十億でございます。きのうの方は定率法の関係ではございません、特例法の関係でございます。

○平林剛君 私ども今審議の対象にしておるのは合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品並びにその免税額、こういうことをお尋ねしているのです、一般的なものを全部含めてというのではなくて、この法律に關係のあるものに限つてお尋ねしているわけでございます。もう一度先ほど大矢委員の質問の趣旨通りにお答えを願いたいと思つてます。

○説明員(加治木俊道君) それは、きのうはたしかトータルだけを特例法關係の減免税額のみが二十七年から申し上げたと思つてますが、念のため、それをもう一度申し上げますといふと、二十七年で免税総額が二百二十七億、二十八年で二百五十四億、二十九年で二百六十六億、三十年で二百五十三億、三十一年度で二百五十二億、三十二年度でございますが、四月十二日で九十九億といふことでございまして、年率に直しますと大体また前年度、三十一年度並みぐらいになるかと思つてますが、四月十二日で九十九億、こういうことでございまして、これが昨日部長から申し上げましたトータルでございます。その内容はただいまわかっている分け方は、軍隊等があるいは軍の公認の調達機関が輸入した物品、それからPX等の軍人用販売機関

が輸入した物品、その他軍の用に供するため輸入した物品、それから軍人、軍属等のために、あるいは軍人軍属の家族ですね、これらが引越し、または持つてきて免税となつたもの、それから軍人軍属あるいはこれらの家族が私有の……軍の用でない自己の用に供するために入れた自動車、あるいはその部分品、それから軍事郵便等で輸入した家庭用品というような、こういう分け方であれば、私のところで今わかつております。それでよろしければ……

が輸入した物品、その他軍の用に供するため輸入した物品、それから軍人、軍属等のために、あるいは軍人軍属の家族ですね、これらが引越し、または持つてきて免税となつたもの、それから軍人軍属あるいはこれらの家族が私有の……軍の用でない自己の用に供するために入れた自動車、あるいはその部分品、それから軍事郵便等で輸入した家庭用品というような、こういう分け方であれば、私のところで今わかつております。それでよろしければ……

○大矢正君 今言われたことですが、それは日米行政協定のどの箇所のこれは内容なんですか。今あなたが言われた二十七年から三十二年の四十二億の九十九億までの数字の内容は日米行政協定の中で特に税関輸入について規定している。その規定のどの部分に該当する部分かこれだけの分になるという意味ですか。

○説明員(加治木俊道君) 行政協定そのものでございまして、行政協定では第十一条で全部カバーいたしております。十一条で全部関税免除の規定がございまして、これは軍用及び軍人軍属用または公認の軍の調達機関あるいは軍人軍属用のためのPX等の専門の販売機関、こういったものが第十一条で免税されるという規定があります。これを受けてこの特例法で詳しく書いています。

○大矢正君 あなたが言われることをもう一度お尋ねしますが、そうすると、第十一条に規定をされた軍隊及び軍属に關係する一切のものを含んでいいのですか。これは家族及び軍隊の構成員、こういうようなものも全部入る

て、この第十一条に規定した一項から九項までの内容全部を網羅した金額が先ほどあなたが発表になつた三十一年度においては百五十二億という数字になるわけですか。

○説明員(加治木俊道君) 免除規定は第三項、第二項が軍隊または調達機関、第三項が軍人、軍属、これが免税規定で、あとは免除のやり方等でございますが、要するに私が今申し上げました数字は、全部を含んだ数字をわれわれの便宜のために先ほど申し上げましたような分け方で、一處分類して申し上げたわけでありまして……

○大矢正君 そうすると、先ほど四百五十二億という数字についておっしゃつたのは、それじゃこの分はどこに入つてゐるのですか。

○説明員(加治木俊道君) 四百五十二億は全然これと……、大へん失礼いたしました。実は関税定率法に基く減免税額を申し上げましたので、本来の減免税額を申し上げましたので、この中に全然入つておりません。従つてこのほかにこれを足しますと約六百億くらいということになるわけでありまして……

あつて、それをさせないようにするために、どういふ措置を講じられようと思つておられるのか、その点をお伺いしたいと思つておられます。かりに今度の法律改正で譲渡をされたもの、譲り受けたものが課税の対象になるといふようになっておりますが、これだけではどういふ免税で輸入された物品の流出を防ぐことはできないのじゃないか、あるいはまたそれを捕捉することができないのじゃないかという解釈が私どもとしては生れてくるのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通りこの關係を規制していくのはなかなか困難がございます。まずやはり米軍自体において気をつけていただくといふことが必要であるといふふうに思つて、常々そういう向きに十分連絡をとり、頼んで規制をやつてもらつておるわけでございます。それから自動車なんかになりますと、軍だけの自動車に限りませんが、今關係の各省がそれぞれ所管に従つて努力しなければならぬということになります。一番顯著な自動車の場合あたりですと、いつぞやも新聞に出ましたように、無為替輸入と申しますか、そういうような許可の方をよほど縮めるとか何とかしなければいけない。さらにまた運輸省の方でも仮ナンバーで走るといふことになつて、税関などほつぱらかしてど

んど日本国内を横行するといふことになりまして、仮ナンバーの問題も、いろいろ各省事情があつて、なかなか従来この問題の解決のために一番いいだろうという仕組みが、まだできて切つていないといふことがあるといふのは、率直に私どもは認めざるを得ないです。しかしそれらの不十分な案件の中ではありますが、ただいま申しましたように、米軍自体、また政府部内でもできるだけは頼んでおる。それから税関は実は少し法律的には、こういう席で申すのは何ですが、事柄があまりに不当な結果になつてはいかぬものですが、かなりにきつて自動車あたりについての規制をやつておるわけですが、しかしなかなかどうもあまりきつてばかりのことでもできないといふので、今回お願いいたしておりますように、さつきの点から言つて、若干ゆるくなりますけれども、法律的な根拠をもつて、そしてできるだけのことをやる。別途通産省あるいは運輸省その他關係の各省に、冒頭申しましたような意味で、この点は是正のために御協力願つてという問題はなお残つておりますので、この辺は今後も努力を続けたいと思つておる次第でございます。

○大矢正君 行政協定の第八項の内容から考へて、合衆国軍隊として軍人及び軍属その家族に与えられた特權の乱用を防止するための必要な措置はどういふような措置を今日とられておるのか、その内容を種類ごとにできたらお教えを願いたい。

○説明員(加治木俊道君) 入れる品物自体を規制するといふことは、これは事実上の向うの、何といひますか、好意といひますか、あるいは協力してやつていただいておりますので、行政協定そのものからこの八項を引用しても、もちろんわれわれは頼んでおられますけれども、数量それ自身は軍それぞれのしかるべき当局に努力してもらつて、大体これは古い統計がございませんけれども、相当程度縮まつた。しか

いので、それをさせないようにするために、どういふ措置を講じられようと思つておられるのか、その点をお伺いしたいと思つておられます。かりに今度の法律改正で譲渡をされたもの、譲り受けたものが課税の対象になるといふようになっておりますが、これだけではどういふ免税で輸入された物品の流出を防ぐことはできないのじゃないか、あるいはまたそれを捕捉することができないのじゃないかという解釈が私どもとしては生れてくるのですが、その点についてはどうですか。

○大矢正君 そうすると、先ほど四百五十二億という数字についておっしゃつたのは、それじゃこの分はどこに入つてゐるのですか。

○説明員(加治木俊道君) 四百五十二億は全然これと……、大へん失礼いたしました。実は関税定率法に基く減免税額を申し上げましたので、本来の減免税額を申し上げましたので、この中に全然入つておりません。従つてこのほかにこれを足しますと約六百億くらいということになるわけでありまして……

しなおきのうも部長から申し上げましたように、どうも現在推定される軍人、軍族との数に比べると、どうも多いようでございますけれども、これでも相当減ってきたわけですね。それから具体的な犯則の場合は、これはお互いに情報も、向うも積極的に提供する必要がありますし、こちらにも提供して、裁判管轄の問題になりますと、三十日くらいから三十五日であつちに移るといふ問題もございませぬけれども、お互いに協力する、これは行政協定ではつきりいたしておりますが、数量それ自身を押える方は、こちらから軍当局に頼んで、軍側の自発的な協力によってここまで押えてきつたつある、こういう状況でございます。

○大矢正君 これは、たとえば翌年度なら翌年度あるいはその次の月なら次の月という形で、事前に税関を通知して、これだけの品物を免税で輸入するというような、申請というか手続上の内容は、ないのか。

○説明員(加治木俊道君) 事前に計画を出さして、たとえばこれでは多過ぎるからということで押えるという意味では、実はわれわれの、何といひますか、法律上の地位から言うとできないのでございます。現在やっておるの、は、そのつど申請してくれば、フリーパスという制度になっておりますので、特別な様式にはなっておりませんが、向うから申請が出てくれば、われわれとしては行政協定上認めざるを得ない。従って、向うから出るものを事前に向う側の自発的協力によつて、向うで押えていただくといひますか、それ以外ないのでございます。か

りに二、三カ月前に実はたとえば五月

にこれだけ入れるのだと言つてきましても、それじゃだめだからそれは一万トン減らせという事は、実は権限としては言えないわけですね。犯則等が多いからどうもこれは多過ぎるのじゃないか、全体としてもう少し減らしていいか、全体としてもう少し減らしていいかと言つても、向うがよろしいと言つて、やりましようと言つて出てくれない限りは、向うが一たん出た以上は、われわれとしては許可せざるを得ない仕組みになっているのでございます。

○大矢正君 そうすると、かりに品物を日本の国内に持つてきて、到着をしたものを報告するということはやっておるわけでしょうか。

○説明員(加治木俊道君) 報告といひますか、当然申告いたすわけでありまして、申告によつてそれぞれの手続をいたしておきます。手続まで無条件という事ではございません。ただし、手続をとつてくれば免税ということになつておるのであります。

○大矢正君 これは毎年度のことでございますから、前年度の実績や前々年度の実績等も勘案して、事前に日本の関係者とそれから米軍の関係者とが話し合つていうことは、今日の今の行政協定の中ではできないのですか、事前に話し合つてということはないのか。

○平林剛君 関連して、今事前に話し合つたという根拠で、免税で輸入することを認めた理由というものは、さつき言つたような行政協定だけれども、かなりはつきりしているのじゃないですか。たとえば軍で必要な場合とか、これはまああまりこちらからいろいろ文句をつけるわけにはいきませぬけれども、ただし軍属とか軍隊の家族等の構成員で

すね、これに対してはやつぱりアメリカの生活水準を著しく越えているというふうな場合に、ある程度日本としてそれについては、これは困りますというぐらひのことは言えるのじゃないか。そういう点は免税で輸入することを認めた理由には書いてないのである。どういふ範囲のものであるのか、どういふことが、それがはつきりしていればそれに基づいて話をすることができるのじゃないですか。

○説明員(加治木俊道君) 軍人軍属の用に供するものがあるいは家族の用に供するものということになっておりまして、それ以上の限定はないのであります。これを受けた法律の方もさうなつておられます。従ひまして、われわれが先ほど申し上げましたのは、現実にはいろいろ違反事例があるものですか、たとえば八項等において特権等の違反事例があるから違反を起さぬやうにいう程度でございまして、ほんとうに軍人軍属用である限りは、今の建前では免除せざるを得ない、こういうことになつておられます。

○平林剛君 たとえ、新聞などを見たりすると、ドイツのカメラ会社で、バルコムがローライフレックスだとかライカだとかいろいろのものを買いなさいといつて広告を出しているのですね。広告を出すのですよ。これは免税で入ってくる手続があるから安く買えますよ、こういうことで募集までしている、公然とやつておるのですね。私はアメリカの軍隊が今日駐留するその構成員の便に供するために、それは限度があるでしょう。きのう委員長のお話のように、ネーブルを毎日食つていなくちやいられないやうなものを輸入する

というものはおかしい話ですけれども、このカメラの例なんかですけれども、私はドイツの会社のやつまでこのことに便乗して免税にしてしまつていふことも、これはどうかと思うので、アメリカの品物に限るとか、やつぱりアメリカの国民生活水準に合つていふものとかいふやうなことをやらないと、やはり行政協定はあるかもしれないけれども、乱用し過ぎるといふことになるのじゃないですか。これはこんなばかばかしいことはどうも理解できないのだ。

○政府委員(原純夫君) 非常にごもつともなお話でございます。われわれもさういふ気持でやつてきたつもりで、事実、その数量も前に比ばまして、だいぶ減つては来ておりますが、しかし、今の数量が、とてもこれですから御納得いただきたいと言へる数量になつていないといふことも私も実は非常に気がとがめております。一そうあらゆる機会をとらえ、おっしゃるやうな方向に努力をいたしたいと思つております。

○大矢正君 これは不勉強だから法律の中に書いてあることかどうかかわかりませんが、念のために聞いてみたいと思つて、今言つた形で免税をされるのは、これは合衆国軍隊に使用されるものは、これは合衆国法律の中でも明記されておるので、証明書を提示してそこで免税をされることになつておられますから、それはいいのですが、一般構成員の家族その他が使用される部分の私的な使用物については、税関を通過するときはどういふ形で通過をしてくるのですか。それは個人々々の申告に基づいて通過をしていくのか、あ

るいは米軍なら米軍が一括してそれを申告して、それが通過されるということになるのか、そのことについて、ちよつとお聞きしたいと思つて、

○説明員(加治木俊道君) これは特例法の第六条で規定してありますが、軍の責任ある官憲が証明しなければ、たといこれはおれのものだと言つても免税できません。

○大矢正君 どうも行政協定の解釈というものが幅が広くて、今の段階では、なかなか脱税行為を押えることは困難なやうに、私、行政協定の解釈からいつて考えられるし、また、あなたの答弁からいわれても、さういふように思ふのですが、この納税義務者の規定は、これを譲り受けた者が納税をしなければならぬという立場ではなくて、合衆国軍隊及びその構成員、家族等が譲り渡す場合には、その譲り渡す者が納税義務を負うやうな規定は、これはできないものなのかどうか、その点の解釈をちよつとお尋ねしておきます。

○説明員(加治木俊道君) 実は行政協定の運用上、委員会がございませぬけれども、そこで合意をした条件に従つてならばゆるやかにいたしてよろしいという規定があるのでございます。その合意において、さういふ合意がまだとられておりませぬ。それからまた、向うの言ひ分としては、輸入というの、買入者の側を通常押さえるべきであるといふやうな、何といひますか、コースをとるわけでありませぬ。われわれとしては、軍人軍属の用といふことで特別に免除したのである、従つて、軍人軍属の用途以外に使うならば、これは当初の免税を取り消すべきである

ということであるならば、当初入れた人からとるべきである、こう思うのでありますが、実はそこまで合意に達しておりません。現在のところは、この程度の規定になっております。

○大矢正君 あなたの言うところは、議論としてはあるかもしれませんが、しかし、普通一般の輸入と違つて、これは税関は無条件で通つてくるわけですから。普通一般の場合には、税関を通つてきますから、密輸でない限りにおいては、この問題は全部押えていくわけでしょう。しかし、ところが全部税関を通つて、もう一つの税関というのは、これは今の場合の法律の中身においては考えられないこととありますから、その点においては、再度それじゃ税関を通してやるというふうな、再度、物を譲り渡す場合には税関を通すのだというふうなことをやるべきでないのかどうか。たとえば、もう合衆国の軍隊の家族、構成員やその他が使っている間は、保税地域に入っていると同様の解釈のもとに、それが譲渡される場合には、今度はそれを税関を通さなければ譲り渡すことができないという規定があるはずでしょう。――ありますね。そうすると、それがありとすれば、私は、ここで考えられることは、そういうふうな場合には、かりに譲り受ける者がその税金を払うということではなくて、そもそも当然税関を通じて関税を払わなきゃならない立場の者が、その家族及び米軍それ自体が使うという前提で、それが免税されているのでありますから、私はその際、それが他に転売されるときは、本質としては、これはあるべきことじゃない、家族及び構

成員が使うものなんでしょう。だとすれば、その人間をその納税の義務者としたところで、特段問題は起きてこないというふうには私は考えるのですが、私の考えがしろうとの考えで、あなたにおわかりいただけるかどうかわかりませんが、どうもそう解釈できるのじゃないかという気がするのですが。

○説明員(加治木俊道君) おっしゃる通り、現在は特例法によつて軍人軍属、軍用の場合も同様でございますが、これを国内に転売する場合には、輸入とみなされて、再度、税関へ一定の手続をとるということになっておるのでございます。そういう法制といえますか、フィクションを作つておる。従つて、当然税関へ手続をするように、譲り渡す側も、譲り受ける側も、そういうふうになっております。これは蛇足になりますが、大体軍人または軍属で、この譲り渡し申告をしなくて規則処分になったものが、毎年平均百件くらいあります。従つて、これは、この建前でその通りやっております。決して無条件で譲り渡す側を何ら問題にしないということではございません。ただし、税金をとる規定になっておりませんので、税金は、譲り受ける側からとるようになっております。世界各国内で、米軍との間、あるいは国連軍との間で、いろいろな協定がございますが、原則として、全部積み戻せ、一切国内での処分まかりならぬということもあつてございまして、ところ

が、現在の日本の行政協定では、そこまでいっておりません。それからまた、税金をとるといふ方法にはなつておりません。委員会が合意した方法によつて処分できるということになつて

おります。その合意した方法は、先ほど申し上げました通り、現在のような状況になっておるのでございます。

○大矢正君 もう一回さかのぼります。数量の規制その他のことは、今の行政協定の解釈その他からいって、米軍と話し合うことができないという解釈でいいのですか。たとえば数量が非常に多い、これはどうも軍属やその構成員等の使用する部分以上を上回つて輸入されておるといふ面があるということについては、日本の政府当局としては、それはいまだ少し減らすべきだということ、税関を通じて、その減らすことについての、免税をする内容を規制することはできないのかどうか、これははつきり伺つておかなければいかぬと思ひます。

○説明員(加治木俊道君) われわれの申し出だけによつて、当然、圧縮できるという仕組みにはなつておりません。先ほど局長から答弁いたしました通りでございます。まして、われわれとしては、できるだけ努力いたしております。また、そういう意味で、事実上、話し合うということとは別に問題がないわけであり、従つて、従つて、事実上、向うが受け入れてくれるかどうかということになるわけでございます。従つて、そういう機会があるたびに、われわれは、そういう事実上の協力関係のところを持つていきたいと思つております。特に軍人軍属の用でない、どうも横流れが多いということになりまして、若干、向うの協力でプレッシャーをかけることができると思ひますが、軍人軍属の用に供するものは、たとえ

一年一個が適当であるか、いや、

一個はおかしい、二年に一個くらいにしろというふうなことになると思います。これは向うに実際上納得してもらえない限りは、できないのであります。しかし、これは、お互いに良識のあるものとの間の話し合いであれば、そこには、おのずからの基準というものが考えられてよろしいのであります。けれども、あくまでもこれはお互いの話し合い、しかも、事実上の、何と申しますか、話し合い――協定によることになりまして、実際その話し合いそのものにおけるわが方の立場は弱まらざるを得ないというのが、現在の状況でございます。

○委員長(河野謙三君) 私からちょっとこの問題について。私からも昨日お尋ねした問題でありますから、私からちょっと。しばしば自衛を求めておられるとおっしゃいますが、どういふ手段方法で自衛を求めておられるかということを私は伺ひたい。たとえば抽象的に今御答弁になつたようなお言葉で自衛を求めておられるのか、それとも、具体的な数字を縦横から分析して組み合せたもので、こういう不合理性がこの数字に出ておる、だから自衛してもらいたい、こういう仕方なのか、その点を伺ひたい。

○説明員(加治木俊道君) 時計とかカメラとか、あるいはウイスキー等、こういったものについては、これは、きのういったものについては、これは、きのう、委員長からお話がありましたように、通常の人間ならば処理しきれない、あるいは一年に三つも四つも新しいのじゃないかというふうなことで今日まで参つております。今の最近の数字ですと、おそらく軍人軍属で家族まで全部含めると十萬くらいになると思ふのであります。正確な数字はわかりませんが、そうしますと、大体まあ一年に一つ以下の状況でございます。カメラにしても、時計にしても、一年に一つも、考えようによれば、われわれの水準からいって、非常に、何といひますか、単純には納得できないのでありますけれども、これは軍人、軍属自身も入れかわつておりますから、そういう意味で、ここまで縮んで参りますと、なかなか合理的な基準がむずかしい。それから酒は大體、これは変な話であります。大酒飲みですと、あれだけ少し足りないくらいの基準だそうでありまして、かなり酒量が多いそうでありまして、従つて、これを圧縮するのは、お互いに納得できるような合理的な基準というものはむずかしいので、多いじゃないか、多いじゃないかという、比較はできがたいのであります。先ほど局長から答弁がありましたが、先ほど局長から答弁がありましたが、合理的な基準がまだ出せるならば、そういう基準も打ち出してみたいと思ひます。特に問題なのは、自動車でございます。自動車は、これはたしかきのう局長からも説明がありましたと思ひますが、それに、正当の関税、物品税を払わして徴収しても、なおかつそれとほとんど同額くらいの利益が得られる、国内で転売すれば、大體キヤデラック等で関税、物品税を入れても三百万円程度、五十七年くらいの車ですと、三百万円くらいになる。ところが市場で売りに出せば、これはそのとき

の市場の協定によりまして、六百万円くらいで売れるということになります

と、関税だけでは防温できないわけですから。従って、それだけ誘惑も多いとい  
うので、これは特に軍の憲兵隊に頼み  
まして、これはまたある意味では、い  
ささか強きに過ぎている点もあるの  
でございますが、型式が二年以上古いも  
のでなければならぬ、あるいはすでに  
過去三年以内に一台といえども売つ  
た経験のあるものは売らせない、それ  
から自身自身で少くとも一年以上使つ  
たものでなければならぬ、こういっ  
たような条件のもとに、向うで、軍人  
軍属等の車の売買をとめております。  
それから一番困りますのは、除隊して  
しまふわけですね。除隊してしまいま  
すと、特例法上は軍人軍属であつた者  
も同様の特権を継続して持つわけであ  
ります。そこから横へ出る場合には、  
もちろんあとで徴税されなければなら  
ぬのでありますけれども、除隊される  
場合は、除隊しますと、今後は軍側自  
身の規程も届かなくなるわけでありま  
す。この辺に一番大きな抜け穴があり  
まして、これもわれわれは苦心してお  
るのであります。向うが今言つた  
ような基準に合致しないものを持って  
除隊するといひますか、申し出た者に  
は除隊させないといふようなやり方を  
やっておるわけでありませぬ。これは、  
アメリカ側では、向うでは憲法違反だ  
と言つて軍人軍属等にだいた言われ  
ている。除隊させないとは何事だ、車が  
新しいから除隊させないといふのはと  
んでもないじゃないかといふので、向  
う側では問題になっておるくらいであ  
ります。これは本来、さつきも局長か  
ら答弁がありましたように、関税の間  
題でないわけでありませぬ。むしろ為替  
管理なり、貿易管理法の方でこの穴をふ

さぐりように入れられは向うに申し入れ  
ております。しかし、軍側がそこまで  
やっておりますから、われわれはいさ  
さか、先ほど局長から答弁がありま  
したように、法律の裏づけがないけれ  
ども、強引にこれを押え込んでおるわ  
けであります。たとえば、そういうも  
のであれば、お前の方はそんなもの売  
れるはずがないじゃないか、どうも適  
当な方法によつてされたものではない  
といふことで、たとへば通関証明書  
出さないといふような方法で押えてお  
りますが、これはむしろ強きに過ぎて  
おるといふような状況であります。向  
うでもその程度の協力はいたしてあり  
ます。

○委員長(河野謙三君) 重ねてお尋ね  
しますが、今私がお尋ねしたことは、  
今御答弁のようなことを伺つておるの  
じゃないのです。自衛を求めめる場合  
に、いろいろ向うの消費した数字を並  
べて、向うの軍人軍属の生活状態と照  
らし合せて、非常に不合理なものが出  
ているでせう。そういうものをにつけ  
て向うと交渉しておるのかどうかとい  
うことを伺つておるのです。たとえば  
百五十億とかりにしますね。私は、わ  
かりやすい数字を、子供や何かを抜か  
して、五万としまして、五万の人間で  
百五十億といひますと、一人頭免税の  
恩典を受けるのは三十万円といふこと  
になるでせう。かりにこれを二割の  
税金とすると、一人当り百五十万とい  
うことになるわけですね。一年に。そ  
うでせう。そういう非常識なものを出  
てこないと同時に、あなたの方でなく、  
防衛庁あたりではわかつておるかもし  
れませんが、向うの軍人軍属の月の生  
活費といふのは、日本の円にして一人

当り平均幾らになつておるかといふこ  
ともわかるでせう。まさか月三十万  
も五十万も生活していない。向うがい  
くらせたいくでも。そうすると約十五  
万、十三万なり十四万、この行政協定  
の特例に基く物資だけでも、月に十三  
万なり十四万の消費をしているといふ  
ことになるのです。今の五万といふ人  
間で百五十億といふものを割つてみる  
と。これをさらに物資別に見ると、今  
の写真機であるとか、自動車である  
とか、時計であるとか、いろいろな、も  
う一割二割の常識はずれの数字が各品目  
別に出ておると思ふ。こういう数字を  
あなたの方でつけて自衛を要望する  
といふことになれば、あれだけ合理主義  
を唱えるアメリカが、この数字の前に  
頭を下げると思ふ。この法律の条文に  
基いて権利があるとか義務があるとか  
いふ問題でなくて、そういう数字をつ  
けることによつて交渉すれば、この問  
題はある程度片づく。この問題は、単  
に税金の問題だけでなくて、この物資  
のためにどのくらい日本の国民に犯罪  
者ができておるか、どのくらい国民  
の道義に悪い影響を及ぼしているかと  
いふ問題もあるわけでありませぬ。私は  
自衛を求めめる求め方についてはもう少  
し、これは私の意見になりますけれど  
も、今申し上げましたような数字を縦  
横から分析して、こういう数字を並べ  
ることによつて自衛を求めれば、必ず  
何らかの結果が得られると、こう思  
うのですが、主税局長なり政務次官どう  
ですか。

○政府委員(原純夫君) まことにおつ  
しやる通りで、私も、たとえばカ  
メラが三十一年には六万台入つてい  
るという数字、時計にしても八万  
七千個入つていふような数字が  
あるわけですね。こういうものを、それ  
ぞれ個別にしても納税ができません。ま  
た今委員長がおっしゃいましたよう  
に、彼らの所得と月々の生計費といふ  
ようなものと、その中からこういうも  
のをかうのに割り出せる額といふよう  
なものを考へまして、おっしゃる通  
り、まことに何かし結論になつてお  
るわけでありませぬ。一そうそういう面  
からも研究を深くし、指摘を強くいた  
しまして努力いたしていきたいと思  
つております。

○平林剛君 先ほど大矢委員から要求  
した資料ですね。これはのちのちわれ  
われも検討したいと思ひますから、な  
るべくこまかく品目別に御提出を願  
いたい。特に、自動車とか、あるいは時  
計とか、カメラとか、酒、たばこ、テ  
レビ、ゴルフ道具から、すべてなるべ  
く品目別にわかるように出してもら  
いたい。これは、そういうのを出しても  
らつた方が一番わかるのだ。それか  
ら、きのうあなたの方からは答弁でき  
なかつたのだけれども、アメリカの軍  
隊の構成員の数がですね。年次別にわか  
ると、今委員長が指摘したようなこと  
も対照しながらわかりますから、あな  
たの方も交渉なさるといつているので  
すから、少し時間がかかるかもしれま  
せんけれども、ぜひ一つ御提出を願  
いたい。よろしゅうございますか。

○政府委員(原純夫君) できるだけ御  
趣旨に沿うように、まあ人数のよう  
な点については、非常に正確に申し上げ  
ることがあるいは困難な場合があるか  
もしれませんが、できる限り御趣旨  
に沿うように善処したいと思ひ  
ます。

○平林剛君 それから今各委員からい  
ろいろ指摘をされた事項、政府当局で  
ももつともな意見だと肯定をなさつて  
おる。当然なことでもありますから、あ  
なたの方だけが努力してもだめなんで、  
具体的にこれは日本とアメリカとの話  
し合う場所があるわけですから、そこ  
で必ず問題にして、自衛を求めるとい  
ふような措置をとつていただけませ  
んか。これは、本来であれば、もっと責  
任者に聞くべきでありますけれども、  
そういうお約束がこの際できれば議事  
進行上大へん都合がよろしい。とつて  
いただくことを一つお約束を願いた  
いのです。

○政府委員(原純夫君) これは御承知  
のように外務省を通しましていたす交  
渉でございますから、私がここで政府  
側として最終的な御答弁を申し上げる  
といふのはむすかしゅうございませ  
んが、大蔵省として外務省に申し入れ  
をして、そういう筋に乗つてというこ  
とをいたすことは、先ほど来そういう  
つもりで申し上げておりますので、そ  
の運びを私どもはとつて参ります。  
○委員長(河野謙三君) 速記とめて下  
さい。

(速記中止)  
○委員長(河野謙三君) 速記つけて。  
他に御質疑はございませんか。――  
他に御質疑もないようでありませ  
んが、質疑は結局したものと認め、これ  
より討論に入ります。御意見がある方  
は賛否を明らかにしてお述べ願いま  
す。

○平林剛君 今回提出をされた法律案  
の趣旨については、当然のことで、む  
しろもつと早く措置すべきものであり

ますから、そのことについては賛成をいたします。しかしこの審議において各委員から指摘をされたように合衆国軍隊の構成員の用に供するため免税で輸入される物品については、やはり行政協定の趣旨をこえて乱用しているものについては、自衛もしくはこれを阻止するための努力を政府当局は行うべきだということを強調いたしておきます。日本国としてアメリカが行政協定に基いて手続があるものについて極端な干渉をすることは困難かもしれませんが、しかし初めから販売を目的にするものであるか、あるいは構成員と数量とを比較いたしました消費をこえて販売をせざるを得ないようなことになる品目に対しては、当然アメリカ側に自衛を求める措置は必要なことであります。またアメリカの生活水準をこえるような品物であるか、まあこういう点については日本国としてはやはり言うべきことは言ってもらいたい。特に私はアメリカの品物以外でドイツとかイギリスとかの諸外国の物品にまで、このことに名をかりて免税をしようというようなことは、どうも検討を要する。日本人でもアメリカのカメラを持ちたり、ドイツの機械をほしがったりすることはありますけれども、しかしなるべくならばアメリカの品物についてお使い下さい、輸入をしていただきたい、そうでないものはなるべく日本の品物を御利用下さい、というのことは言うのがほんとうの日本親善外交ということにも通ずるのではないだろうか、こう思いますので、そのことについて政府は十分配慮をしていただきたい。右のようなことにつきまして早急にアメリカ側とも話

し合うということをお願いして賛成意見にかえておきます。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言ございませぬか。——他に御発言もないようでありますから、討論は終局したと認め、これより採決に入ります。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等は先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よってさよう決しました。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名をすることになっておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 木内 四郎 西川 喜五郎
- 平林 剛 天坊 裕彦
- 青木 一男 左藤 義詮
- 木暮武太夫 塩見 俊二
- 土田国太郎 廣瀬 久忠
- 山本 米治 大矢 正

○委員長(河野謙三君) 次に、関税法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○大矢正君 新しい改正をする法律案

についてでなくて、旧法について、今実際に施行されている法律について質問したいと思うのですが、その法律の中に現われております開港を取り消す場合の条件であります。金額においては一年を通じて五千万円、それから外開貿易船の入港隻数についてはその合計が二十五隻という基準があります。五千万円の金額的な基準と二十五隻の入港出港の隻数の基準というものは、この法律が作られたときには、どういう考案のもとに作られたのか、それについてのお答えをいただきたいと思えます。

○説明員(加治木俊道君) 二十五隻というものは、大体出入り二十五隻でございますので、従って片道十二隻半ということになりまして。大体月に一隻は入る程度の貿易実績であることが望ましいというのがおおよその目安でございます。

それから五千万円という数字は現在ならばやや低きに失するかと思うのでございまして、当時としては、通常の神戸、横浜等の大きな港では、五千万円というような数字は、これを二十五隻で割りますとごくわずかの数字になります。小さい港ですと一部ずつを積みおろしていく場合が多いわけでございます。これは的確な数字が実は把握されておられません。全体を単純に平均で出しておりますので出ておられますが、大体その程度ならば適当な数字じゃないか、この点は全く腰だめでございまして、十分な科学的根拠はございません。

○大矢正君 あなたの今言われた言葉の中には、多分に新しい法律を前提としたような御発言があったが、それは

二十五隻と五千万円という金額は、非常に密接不可分の関係があるような御答弁ですが、今施行されておる法律においては、この二つは必ずしも関連をもつたものじゃないですね。結局はどちらか一つの条件に引っかけた場合には開港の取り消しを受けるというのであって、それは何も両方の条件が密接不可分ではないという現行法の建前からいくと、あるいは二十五隻、五千万円というものは、非常に関係があるような発言があるのですが、どうもあなたは今新しく改正する法律の趣旨を私に答弁として述べておるよう思うのですが、その点はどうか。

○説明員(加治木俊道君) 今までの法律の趣旨は特定な港だけが特別に指定されて開港となるわけでありまして。その開港を維持する基準として五千万円、二十五隻、いずれかの条件を満たせばよいということになっておるのであります。ところがこのときは大体二十五隻あれば、この程度はかりに五千万円を少々割っても、船が二十五隻も出入りするということであれば、まあ相当な貿易実績があるというふうに見ることができるとは思いません。また二十五隻を少々割っても貿易額において五千万円になれば、かなりの実績があるということになるのじゃないか、こういうような関係から二十五隻または五千万円かいずれか一方にかかれればよいということにいたしましたおるわけであり、全然関係なく選び出した数字ということではございません。考え方の上ではいづれか一方の実績が満たされるならば他方相当量の貿易量が認められるという程度のそういう基準を選び出したので

あります。

○大矢正君 そうすると最初から、関税法ができた当時から二十五隻と五千万円というのには関係があったというようにあなたに言われるのですが、そうですか。

○説明員(加治木俊道君) われわれは実はそのように解釈いたしておるのでございまして。

○大矢正君 それじゃ当時法律を制定するときに、なぜ二十五隻と五千万円と同時に二つの条件を満さなければならぬのだというようにしなかつたのですか。

○説明員(加治木俊道君) この点は、五千万円か二十五隻か一方の条件が満たされるならば、他の条件はかりに欠けすることがあっても、ごくわずかであろうということであつたのであります。ところが現在は、実はこれは立法上の若干のミスがあつたのでありますけれども、保税運送というような方法がありまして、何らの実績がなくとも五千万円という実績は維持できるといふような奇妙な現象が現われておりますので、従ってこれでは実質的に貿易実績のある港を開港として維持するということの意味合いの基準でありながら、それがこの規定を形式的に適用したのでは、全く当初われわれが考えたおつたのと違った結果が出てくる可能性がありまして、この際両方の条件を同時に満たすということにするならば、当初の意図は達成できるのでないか、かように考えて、修正の案を提出いたしましたのであります。

○大矢正君 これは開港といひまして、必ずしも外国の貿易船が入港はするけれども、輸出入が伴うかどうか

ということ、これは疑問のあるところ、たとえば戦前においても、かりに開港しているから輸出入の金額の数量が多額に上るということはないのであつて、たとえば寄港だけを目的とした開港ということもこれは従来あることであるから、そういう場合、そうすると昔からそういう現実があつたにもかかわらず、一つの条件に当てはまればいいのだというふうによつておりながら、今度はその両方の条件を満たさなければならぬというのはいかじやないかと私は思うのです、過去において、もうすでにあなたも御存じのように、寄港していただく程度の、だから実際的には入港隻数は非常に多いけれども、金額等が一つも入っていないという場合もあり得たのですから、にもかかわらず、今度はそれを二つ一べんにしなければならぬと、それなら二つ一べんにしなければならぬというならば、最初からそういう矛盾があつたのでしようから、最初から法律にそうすればよかつたのじやないかと私は解釈するのですが、どうですかね。

○説明員(加治木俊道君) 実は今の規定ですと、保税運送という方式をとりますと、若干技術的になります、たとえばAの港とBの港がある場合、Aの港から品物を出すにわかかわらず一応Bの港で受けつけて保税運送でここから出す。逆にここに入ったにかかわらず、ここへ通関せずに、品物だけBへ持つてきてここで通関する。こういうことをやりますと、今の規定ですと、一方の実績でよろしいということになりますと、五千万円という実績がまあ一回か二回かそういう操作をやれば直ちに達成できるわけでありませぬ。そうなりませぬと、全然船の出入りもない、貨物の輸出入もないにもかかわらず開港であり得るといふことでは、これは何のための開港基準……と言ふより開港閉鎖基準……裏からの基準になつております。開港であり得るといふことになりませぬと、これでは特定の港を開港とするという一つの開港基準としては適当ではない。従つて保税運送の道を閉ざすという道があつたわけでございます。これをやりますと非常にきつくなるわけでありませぬ。今度は保税運送の道を閉ざすということについては考へておりませぬ。従つて船が二十五隻入つてくるけれども、貨物は三千万円という場合は、あとの二千万円は保税運送の方で持つてくるということでは、これはあけてあるわけでございます。ですから、この辺はぬかつておと思ひますが、今までぬかつておつたのでありますけれども、急に条件をきつくしてもいろいろな部面もあろうか、保税運送の道は依然としてあけておいて、若干のそういう操作の基準はあけてあるわけでございます。たとえれば貨物は五千万円あるというときに、船はちよつと一隻寄つてもらえれば、直ちに二隻の実績を作ることができるといふわけであります、その辺は操作の道が全然ないようには実はいたしておりませぬ。

○大矢正君 そうすると、開港を取り消された場合のその港が、再び将来において開港になる場合にはどういふことになるのですか。どういふ条件のもとになるのですか。

○政府委員(原純夫君) 新しい開港指定につきましては、いろんなたたいま

お話しになっておりますような基準あるいはその港のその他の経済条件ですね、あらゆるものを勘案いたしまして、これは一々法律で開港を新たにこれを指定したい、これを指定したいという案を具して国会で御審議を願うという運びになるわけでございます。その際その基準を越えればいいという機械的なものでなくて、いろいろな基準を入れて判断をして断を下すということになつております。

○大矢正君 現実の問題として、一たび開港が取り消されてしまつた場合に、もちろん税関も引き揚げていくでありますし、そういうことから、印象として、もうその地域には品物も、物資も集まつてこないし、もちろん船も入つてくることできなくなつてくるというふうな状況のもとでは、再びこれが開港にまたなる、また開港にするための条件が生まれてくるということ、なかなか考えられぬのではないかと、その点は、どうですか。

○説明員(加治木俊道君) この点は若干誤解を招いておる節があるのではないかと、おもうのでございますが、実は開港であるなしというところは、開港でなければ大よそそこで貿易をすることは認めない、あるいは船の出入りを認めないということではないのであります。開港ということ、いわば常時開港——いつでも入つてもよろしいという見方にしておるのが開港でありませぬ。不開港であります……

○大矢正君 そのつど手続をしなければならぬ。

○説明員(加治木俊道君) もよりの税関の方に手続をいたしますと、入れるのであります。そうしますと税関官吏を派遣して、やはりその港ですべての手続が完了するようにいたすのであります。不開港に入る場合の手続のためには、トン当り十八円の手数を取られますが、これが開港の場合であります。と、トン税、特別トン税という形で取られますので、その辺の負担も全く同じ仕組みになっておりますが、不開港はそのつど開港である、開港は常時開港であるという程度の違いであります。従ひまして現実にヒンターランド

○大矢正君 それは僕も法律を読んでおりますから、絶対に開港してない港以外に入れないというところは考えておりませぬが、常識上、一たん港が開ざされた場合に、その港に船が入るといふことは考えられない。それから常識的に考へても、その港に外国に積み出す品物がほとんど集まつてくるといふくらいならば、何も開港を取り消される必要性がないのですから、だから私は開港取り消しというところは、将来において非常に港が影響を与えられる結果になるのではないかと、この内容を見て、あなたの方から提出された資料を見ても、私がチェックした範囲においても、十二港くらいが該当されるような感じを受けるわけですが、実はこれだけの港がびしびしとやられてきた

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(加治木俊道君) 予算上の制約といひますか、これは開港にいたしますと、たとい貿易実績がなくても、一定の税関事務所、これは税関ばかりに限りませぬが、港に必要な施設等もやらなければなりません。従つてそういうのが当然予算にはね返るといふことでありまして、予算の直接の制約を受けてどうしても閉鎖しなければならぬということではございませぬ。もちろん従ひましてこれを閉鎖すればむだ

○大矢正君 それは僕も法律を読んでおりますから、絶対に開港してない港以外に入れないというところは考えておりませぬが、常識上、一たん港が開ざされた場合に、その港に船が入るといふことは考えられない。それから常識的に考へても、その港に外国に積み出す品物がほとんど集まつてくるといふくらいならば、何も開港を取り消される必要性がないのですから、だから私は開港取り消しというところは、将来において非常に港が影響を与えられる結果になるのではないかと、この内容を見て、あなたの方から提出された資料を見ても、私がチェックした範囲においても、十二港くらいが該当されるような感じを受けるわけですが、実はこれだけの港がびしびしとやられてきた

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(加治木俊道君) 予算上の制約といひますか、これは開港にいたしますと、たとい貿易実績がなくても、一定の税関事務所、これは税関ばかりに限りませぬが、港に必要な施設等もやらなければなりません。従つてそういうのが当然予算にはね返るといふことでありまして、予算の直接の制約を受けてどうしても閉鎖しなければならぬということではございませぬ。もちろん従ひましてこれを閉鎖すればむだ

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(加治木俊道君) 税関の關係、港設備とか何とかいふこともございませぬけれども、税関の關係だけだと、そこに派遣されておる税関職員から、まあ人件費ばかりでございませぬから、いろいろな消耗品とか、あるいは宿舎、庁舎等の費用、こういうことになるかと思ひます。大体一方所四、

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

○大矢正君 そうすると、あなたのいふわけでは、どうもやはり納得がいけないのです。私は他の面上の面において、あるいはその面において、かようにして開港の基準というものをきつく引き締めなければならぬという根拠は一体どこにあるのか。それからもしその根拠が予算上の関係があるとすれば、その予算的な内容についてはどうなるのかということについて、あなたのお答えをいただきたいと思ひます。

五人ぐらゐのところが、それが閉鎖になるか、さきの実績を見なければなりません、四、五人見当、まあ小さい港ですと大体そういう見当でござい

○大矢正君 これはかりに三十一年度の実績で、私が関係があるこの北海道の留港を一つ対象にした場合に、これは三十二年度の輸出入計画は五億七千万円かですが、残念ながら入港隻数が十一隻ということになりますと、これは当然二年間続けば開港の取り消しを受けるという結果になります、この間もこの税関に行つてきましたけれども、わずかに三人の税関職員が

内の通り貿易が非常に躍進的に広がっておりまして、まあ税関行政だけでなく、貿易制度に關する政府の機能というものは非常に各方面で緊張を要求されているわけでありまして、まあ税関だけにつきましても、毎年若干の人員の増は苦しい中で認めてもらつておりますけれども、貿易の増になかなか追いつけない。仕事のあらゆる工夫をして能率化するというのを百方手を尽してやつておるといふようなところでありまして、これは一方で、お話の、地の気持というふうなものももちろんあるわけでありまして、それら彼此勘案して私どももこういふような線で行つたらどうかと考えましたようなわけでございます。

○大矢正君 戦前の実績を私どもは考へてみた場合に、特に他の地域はわか

○大矢正君 戦前の実績を私どもは考へてみた場合に、特に他の地域はわか

○政府委員(原純夫君) 私ども、まあおっしゃる気持もよくわかるのでござ

○政府委員(白井勇君) これは今の大

○政府委員(原純夫君) 私ども、まあおっしゃる気持もよくわかるのでござ

○政府委員(原純夫君) 私ども、まあおっしゃる気持もよくわかるのでござ

○大矢正君 たとえば北海道の留港港の場合には、重要港湾指定といつて、

○政府委員(白井勇君) これは先ほど

○野溝勝君 関連質問。私は今大矢委

○政府委員(原純夫君) 私はいか

○大矢正君 たとえば北海道の留港港の場合には、重要港湾指定といつて、

○政府委員(白井勇君) これは先ほど

○野溝勝君 関連質問。私は今大矢委

○政府委員(原純夫君) 私はいか

○政府委員(原純夫君) 私はいか

○政府委員(白井勇君) 私今大矢委員

○野溝勝君 主税局長の見解は、総合

○政府委員(原純夫君) 私はいか



旨に違になるようで申しかねるのですけれども、やはり港灣関係の予算を全  
国の港灣のうちどこにつけていくか  
ということにいろいろ問題があると思  
います。そういう際に地元の熱望がある  
ということも事実であります。同時に  
また集中的にやると申しますか、非  
常に貿易量の多いところの港灣サー  
ビス、港灣施設が足らなくなってきた  
というの、これは顕著な事実でござ  
いますから、日本経済全体として  
は、どこに重点をおいておくかとい  
うようなことを考えます場合に、必ず  
もその地元々の熱望だけで動かされ  
ておきますと、予算の効率的な使用が  
うまくできないという面もある  
うかと思ひます。私はおっしゃって  
いる何が間違いだということはないの  
ですけども、どうも開港の問題にし  
ましても、港灣予算の配分の問題にし  
ましても、やはり一方で実際の貿易量  
あるかないかということから見て、あ  
るところによけい人を動かし、よけい  
施設の費用を回すというのがやはり全  
体の効率としてはよろしいわけであり  
ますから、その辺の考慮も必要なん  
ではなからうか。ごらんになる場合に  
方からごらんいただきたいというふう  
に考えて、私は決して私どもの申し  
ております基準で切るの一番いい切  
り方だということではありませぬけ  
れども、やはり船が入ってくるのが何  
か月に一回だというところは整理し  
ていく、また整理の結果港灣予算が  
ばらばら減つても、場合によって  
もっと忙しいところにつくことによ  
つて、よりその金が効率的に使われ  
るという面もあるんじゃないか、その  
辺は彼此合せてお考え願わないとい  
けない

のじゃないかというふうに思ひます。  
○野澤勝君 もう一回、関連して  
ますからお尋ね申し上げますが、主  
局長のお話もよくわかるのですが、一  
体、三月に一回くらいは船が入るくら  
いではとても経済上、また港としての  
効率からいうたらどうかというふう  
な点で考えていただきたい、こう言  
うのですが、今、日本は北方政策につ  
いて、特に農林大臣までが行つて日ソ漁  
業協定を何とかしようという際なん  
です。それから特に北方漁業の開発、  
北方貿易、こういうことに対して、私  
は特に北海道なり、日本海方面は港  
としても相当考えなければならぬ時  
期にあると思うのですけれども、重大  
なそういうときに、稚内にしても、留  
萌にしても、根室にしても、これは根  
室などは函館、色丹との私は重要な  
港であつて、北洋におけるところの  
面としては重要な港である、こうい  
うようなところが、私は今主税局長の  
ようなお考えで、今のところ船が入  
らぬからというふうな考え方で、これ  
を扱ふとか、これを対象にするという  
ふうな考え方はこれはどうかと思ひ  
ます。それから事務次官のお話によ  
りますと、何か根室、留萌、稚内  
が対象になつてくるのじゃないか、  
こう言われておられますが、この案  
から見ると、どうも対象になり、そ  
ういふふうな傾向にありまして、私  
はそういうことを心配して、将来の  
日本発展のために、特に北海道開  
発のために、重要な関係があると思  
ひます。この点をお聞きいたしました  
ので、この点をお聞きいたしました  
ので、この点をお聞きいたしました  
ので、この点をお聞きいたしました

をお伺いしたいと思ひます。  
○政府委員(原純夫君) まことに  
われもこの北方と申しますか、日ソ  
関係は中国との交流が盛んになる  
ことは望んでおられますが、まあ  
そういう意味で、今か今かという  
ふうな気持ちでお待ちになる、それ  
に裏書きされて、こういう問題をお  
考えになるというお気持ちもよくわ  
かります。わが国は、私どもとして  
こういう問題を処理します場合に、  
他の港にしましても、そういうよう  
な御事情があらなくなるわけでは  
ない。何れもそれを冷徹に振り切る  
わけでは、やがて何年間に非常な  
低実績しかないという場合には、  
一応閉鎖するということがござい  
ます。そうしてまたそういう事態が  
盛んになれば、これはまた非常な  
こうなると、私も何も少くするの  
が能くなくて、大いに津々盛ん  
なれば、こうなるわけでありませ  
ぬ。その際はもう予算の方も要  
求して、そうして税関の支署をつ  
けるというつもりでおりますので、  
いろいろに全体を見て、一番能率  
よく動かすにはどうしたらいいか  
というふうな一定期間の実績を見  
て、どうお考えになりますか。こ  
ういふこともいふと、この問題は  
なかなか始末がつかない。その程  
度の問題として一つお考えを願つ  
たいと思ひます。先ほどからの  
質疑を聞いておられますと、日本  
の外交、北海道の開港を取り消す  
という、私は時期的に見て矛盾を  
感ずるのでありますけれども、答弁  
では主と

して現在の実績それから税関行政の  
合理化というお話に主力がおかれ  
ております。そうなりますと、結  
局長の配置がえということに主力  
をおかされるような感じを受け取  
つたのです。しかしその定員にいた  
したかだか五十名、六十名という  
ことになっていくので、この程度  
の定員は、何も税関の中の定員を  
やりくりして、その税関行政の理  
化をやると、また別の方から人  
が来てきたらいいわけでは、特  
に貿易量が戦前から比較すれば  
相当量ふえているにかかわらず、  
税関の定員も考へてみて、これは  
中でやりくりするだけでなく、よ  
うから定員を充実すべきだ、私  
はそう思うので、これはかねがね  
主張してきたところであります。  
お話を聞いてみると、どうもその  
配置がえが主力のように思われ  
ますが、他から定員を充実した  
らば、開港しているものを何も  
窮乏な基準を設けて閉港する理  
由はなくなる。あるいは消滅する  
のではないかと、これはどうも  
重要なことかと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 私はや  
はり置いている人数、それに要す  
る予算、これは大蔵省だけじゃ  
ございませんが、ほかの省の関  
係も、まあ定員をさびし  
い港に置くのは割合は少い  
でしょうけれども、それにしても  
いろいろの任事があるわけでは  
ない、ぶらぶらしているという  
ようなことがあれば、これはや  
はり整理を考へるといふのが  
やはり私ども忘れちゃならぬ  
ことかと思ひます。

○委員(河野謙三君) 次は所得  
税法の一部を改正する法律案、  
法人税法の一部を改正する法  
律案、租税特別措置法の一部を  
改正する法律案、相補税法の一  
部を改正する法律案、酒税法の  
一部を改正する法律案、以上五  
案を便宜一括議題とし、大蔵  
省当局より内容の説明を聴取  
いたします。

○政府委員(原純夫君) 五法案  
につきまして御説明申し上げます。  
お忙しいところでございますが、  
概略を申し上げます。お手元に  
新旧対象表が上つておられる  
と思いますが、新旧対象表で  
ごらんいただきます。一番都合  
がよろしいのでございます。

所得税法の分から申し上げます。  
ページ数はいろいろございます  
が、所得税法の一部改正につ  
きましておもしろい項目を申  
上げますと、四つ、五つござ  
います。

第一は、証券投資信託の収益に対する課税方式を要するということであり、かなり技術的になります。ただいまは証券投資信託の収益は、期中分配金と期末分配金とありますが、そのもとに配当がおりていますが、同時に譲渡所得、値上りにより譲渡所得がある。それから第一次余剰金を運用したため利所得というものがあ

るわけですが、それを、現在では、それそれの所得のソース別に、源泉別に、その源泉に合うような負担をするようにいたしてありますが、現実、証券投資信託の持ち方、実情から申しますと、そうこまかい内訳を考へず

に、一本で幾らと課税する方がよろしいというふうな考へるわけであり、そこで一応これを配当所得ということにいたしまして課税をいたしまし

よう。ただし、まあ完全に配当所得と考へてしまふかどうかというふうな問題、また配当控除をどの程度に認め

るかというふうな問題等について、必ずしも配当所得そのまゝの行き方でもいけないというので、一応配当所得に

こめてそして配当控除は一割、この高額の課税所得千円をこえる部分については五割といたします。これは通常

は二割と一割でありますので、配当控除は半分であるということにいた

す。それから源泉徴収率は通常の配当並みに一割、まあこれは措置法による特例でありますが一割とする。ただし一割になりますと、現在のこのた

だいで相高くなりまして、暫定的に来年三月三十一日までは六割ということにしたいということでございます。それらがこの法案では第九条第一項の

二号に、この配当所得の中に入れる規定が書いてございます。それから配当控除自体につきましては、十五条の六

というところで配当控除の規定がありますが、そこにその分が加わる。それから最後に申しました暫定的に六割にするというの

は、付則の第七項というところに入っております。これがまあ第一の改正点であります。

それから初めの方のこの条文でいろいろ書いてありますところは、ただいまの関係は六条の中にもそれに関連する改正がありますが、それはまあ、それ

に関連する整理的な改正規定というふうにお考え願つてついでであります。

以下次に申し上げますのは、二十六条と二十六条の一項というところ、二十六条と

二十六条の一項の改正でございます。それから第三点は、二十六条の五項

の五項が新たに追加される。これは読み上げます。「確定申告書を提出すべき者でその年中の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千円をこえるものは、命令の定めるところにより、その年十二月三十一日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書に添付しなければならぬ」と高所得者については、確定申告書に財産、負債の明細書を添付をお願いしようという、これは

新らしい規定であります。所得の正確な計算のためにいろいろな手だてを考へ、まあ青色申告というふうなものを考へていただくわけであり、高所得者になりますれば、単純に所得が幾らあるということではなくして、それ

のもとになる財産、負債について、ある程度の明細を承知したいという

気持で、新たにお願いしたい、それが第三点でございます。

それから以下、二十六条の二、三あたりは、整理的な改正でありまして、次の項目は第三十一条の第三項というところをござらん願ひます。

三十一條と申しますのは、これは「確定申告等による還付」ということ

でありまして、その三項のところに、還付について、還付加算金をつける期間を修正する規定部分がございます。

これは先般、実は還付の事務について、徴収事務一般に行われました。その際指摘されたことでありまして、還付加算金が非常に多い、この多い理由に、

仕事がおそいということもあるが、しかし制度的にどうも、政府がそれまでの義務はないのじやないかと思われ

るような時期についても、還付加算金をつけるために重くなっている、たとえて申しますと、三十一條の三項にあり

ますように、確定申告を出さなかつた、非常におくれて期限後申告を出してきた、その人は予定申告で予定納税

である額を納めておつたが、確定申告をした結果、もう税額はありませ

ん、予定申告は納め過ぎでしたというふうな場合に、一年もおくれて持つてこられたら、それを全部還付加算金をつけるという制度になつて

いるわけ、それはおかしいというので、おくれ

た期間に該当する分はつけない、つまり申し出がおくれた分はつけません。

同様なことは三十二條の方に行きまして、修正確定申告の場合、それから減額決定によつてそういう事態が起つた

場合にも同様なことがあります。こちらの責任のない期間については、還付加算金の計算をいたさない、除算する

ということ、これが第四点であります。

それから第五点として、これは昨年の改正法の付則を改めるのであります

が、共済組合年金の給付を昨年来給与所得とみなしておりましたが、その源泉徴収について、こまかいもの、九万円

に満たないものはその必要がないというふうにしていただきたいというのが

第五点であります。概略それだけでございます。

ここで、先ほど申し上げました第二点の、三万円を五万円にいたします点

で、つげ加えます。確定申告について、給与所得以外の所得が五万円以下ならば、確定申告を要しない、今回、その五万円以下と言ひましても、同族

会社等からもらう、給料のほか、会社社に不動産を貸したり、あるいは金を貸したりして、その利子だの、

不動産所得が入るといふような格好で、所得が分散されている、それも五

万円まではいいということになりますと不当なので、そういうような場合、

同一のソースからそういうような関係の人が受け取るものは、これは五万円

に満たなくても合算いたします、ということをして新たに加えましたので、その点を申し加えさせていただきます。

○土田 國太郎君 何条ですか。

○政府委員(原純夫君) それは二十六

条の第一項でございます。二十六条一項の一号に「その他の所得の金額が五

万円に満たない場合」というふうにしてございませぬ。今、私が最後に申し上げましたのは、その一号の前の頭書きのところ、カッコの中に「給与所得の支払を受ける者がその不動産その他の資産を当該給与所得の支払者の事業の用に供することに因りその対価の

支払を受ける場合のうち命令で定める場合を除く」というのが、最後に申し上げた分でございます。

これで所得税法関係の要点的御説明は終ります。

次に、法人税法の改正案につきまして申し上げます。

ここでは改正の要点は四点であります。

初めの方の九条の六のところは、先ほど申し上げました証券投資信託の改正、これが法人の場合でも、例の配当

益金不算入というふうな関係がありますので、その関係の規定が調整される。事柄の内容は先ほど申し上げました通りであります。

次が十七條、税率であります。これは要綱です。御存じの通り二%下げ、それから軽減税率の適用の幅を百万円から二百万円にするというものが入つておりますが、さらに清算所得の税率につきましても、こらんの通り二%ずつ下げております。

これが十七條、税率の改正であります。

次は十八條、二十一條というところ、申告の規定がありますが、これ

らに、申告の期限につきまして、十八條の第一項をござらん願ひますと、「災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定し

た場合には、その申告の期限を延長する

こととする」という規定がござらん願ひます。

これは、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定した場合には、その申告の期限を延長することとする」という規定がござらん願ひます。

これは、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定した場合には、その申告の期限を延長することとする」という規定がござらん願ひます。

これは、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定した場合には、その申告の期限を延長することとする」という規定がござらん願ひます。



贈与のようなものですから、控除額は贈与税の基礎控除、ただいま十万円を今度二十万円に改めようとしたしておりますが、そういう人は二十万の控除ですと、こういうことにいたそうというものが十七条であります。あまり人数が多くて控除額が多すぎる場合には、按分で圧縮するという規定が二項に入っておりますが、細かくなりますから省略いたします。

十八条にいきまして、十八条は、そうやって各人が実際に取得した財産から五十万円なり二十万円なりを引いた残り、その残りで先ほど申し上げた総額を按分しますというのが十八条に出ておるわけです。十八条の二といたしまして、相継人が取得する場合にそれだけでいいけれども、それ以外の人を二割増した額にいたします。これは親等をこえて、子供をこえて孫にやってしまうというように、悪いとはいえないのですけれども、贈与税の負担から見ますと、世代から世代へ移るといふ前提で多くの場合の負担は考えられておるわけで、そういうようなことがありましたり、また他の人が、相継人でない人、血縁関係のうすい人が受け取る場合は、だんだんさつき申しました、何と申しますか、取得の事情といえますか、昔から親等の差によって税率に差をつけるという考え方が各回にもあります。そういうような考え方も入れまして、親等の遠い人、一親等の血族以外の人、配偶者以外の人については二割増しをするという規定を新たに入れるということにいたしました。これが一番中心的な規定であります。

前に戻りまして、十二条の非課税財産のところをつけ加えて申し上げることは、退職給与、退職手当について、今度は相当ゆるくしよう、非課税の範囲をゆるくしようということにいたしております。現在は退職手当については五十万円までがトータルで控除される。相継人が何人おっても五十万円だ。生命保険の方は受け取る方一人当たり五十万円まで控除するということになっております。どうもその辺がペラペラとれない。退職手当の本質を考へて、相継人の数、相継人一人当たり五十万円までよろしいという考え方で、相当大きくこをゆるめております。

それから第十九条は、相継開始前の、亡くなる直前の贈与、これは贈与税というものは相継税の補完税でありますから、一生の贈与を相継の際に相継財産と合算して、贈与財産を合算して精算するというのが、一番そういう意味では理想的な税制であり、シャウブもそれを一時とつたわけでありましたが、それはとてもできない。さらにまた相継開始前二年以内の贈与は相継財産に合算して相継税をかけるということにいたしておりますのを、他の贈与税における改正とも照応して、三年以内のものにまとめようというのが十九条の改正であります。

これに対する税額が幾らと出ますと、その税額の三分の一を控除しようというように改めたい。なお配偶者が一億円取得するから、一億円についての税額、まあこれがかりに五千万なら五千万といたしまして、五千万の三分の一を全部控除する必要があるかどうかということを考えて、それには頭を打つ。頭を打つのは、相継財産として三千万程度のところまでは控除するといふ意味で頭を打つという、二点の改正が入っております。かなり配偶者控除は、かなりというよりも非常に現在の軽減度合いよりも減ります。客観的に申しまして、現在、半分財産価値で三分の一控除の利益と、約、倍半分、つまり半分程度になるといふふうな御承知いただきたいと思つて、これはいろいろ配偶者控除の本質を考へたり、それから次にくる相継の時期と、そういうふうなことも考へたりして、こういうふうなことにいたしたいと思つたわけでありまして、未成年者控除は、現在相継人が十八年に満たない場合は、その満たない年数に二万円をかけた、その額を財産価値から控除します。改正では、満たない年に一万円を税額から控除するというふうにして、非常に高額な相継をする人は若干不利になる。しかし大抵の人は現在よりも有利になるといふふうなことにしております。

次に第二節、第二十一条の二以下の贈与税のところでありまして、贈与税のところを改正いたしました重点は、基礎控除を二十万円にした。これは二十一条の四であります。それが一つ。それから第二十一条の五で税率を若干かえ

たということ、下の方は軽くなつておりますが、上の方はむしろ若干重くなる、こういう結果になっております。それから第三点は、第二十一条の六で、三年以内の同一人から贈与があつた場合には、その三年間の贈与を一括にして、それに控除、その場合の控除は一年十万円、一年について十万円ずつの控除をして、その残りは一体としてこの税率を適用して精算するという規定を新たに設けるということにいたしております。これらの改正の考え方は、細かいものは追わない。十万円を二十万に基礎控除は上げる。しかし贈与税はやはり相継税の補完税としてなるべく厳密な対応関係をもたせたいということから、ある程度何人にも分散するということと、それから時間的に毎年毎年分散する、その両面に問題があるわけでありまして、何人にもということ、は、なかなかそうはいいまして、赤の他人にやつてしまふということはないかなかなかないので、法定相継人あるいはそれに近い親族というものであろう、そういう分散を一応考へる。なお時間的には、毎年の贈与を、三年間はお父さんから毎年々々もらつておるといふ場合は、三年間分ずつはこれは一緒にしますというのが設けてあるわけでありまして、そして税率が、先ほど申したように、下が若干軽くなるが、上に若干重くなるというふうな点は、これは通常の生前の財産分散というふうなことがどんな格好で行われるだろうか、極端にやれば、ずいぶん分散されるわけですが、一応こんな程度というふうな類型を考へまして、そういう類型においても相継税負担とバランスがとれるようなことを考へたわけ

であります。非常に技術的でありまして、省略いたしました。もしなお詳しく必要でございますれば、詳細は、資料をもつて申し上げます。またこの関係は資料が要りになると思つたので、別に作つて別途提出をいたしておるつもりでございます。

ただいままでのところがおもな改正で、あと申告規定等にも若干の改正はございますが、実体論としてはもうこれがほとんどであります。あと手続的なところで申し上げたいのは、三十八条に延納の規定がございますが、現在の分納というものは権利のように延納ができるということになっておるので、これはあまりひどいじゃないか、やっぱり五年延納には十五万円なくちゃいかぬ。つまり現在は年一万円ずつ納めればよいというようなことになつておるのですが、せめて三万円ぐらゐまでは納めてもらつていいのじゃないかということが三十八条に入っております。

それから五十二条のところで利子税、立木についての相継税の利子税を一銭五厘にするという規定が入っております。なお条文は各章に分れますが、いろいろな配偶者控除、未成年者控除等について、現行法は、申告書の提出がないと、それはだめですよ、というふうなことをいつておるのですが、相継税の場合にちよつとそういうことをいうのは少しあきこびではないか、申告書がなくて、あとで出そうというときにも認めるということにしてあります。大体それだけでありまして、この適用は本年一月一日以後の贈与、相継につ

いて適用したいということになっております。

次は酒税法であります。酒税法は簡便でありまして、第二十条の税率、これはもうごらんになってそのままでありますから、省略いたします。

それから特殊用途酒類については別途特別措置法で規定されておりまして、そのうちの方で措置をする。特殊用途酒類の方は税率を下げないということでございます。これはだんだん正常化するにつれて一本税率にするという既定の方針を続けるというためでございます。

最後に租税特別措置法の改正について申し上げます。一番重点であります貯蓄控除を先にやらせていただきます。

第四十一条の二というところに貯蓄控除が出ております。新しく節を設けてまして、そして二から六まで五カ条にわたっております。第一が用語の意義、そしてここに貯蓄控除を受けられる預金その他の条件が、一号、二号、三号、四号、五号というところで入っております。ここが実質的には一番厄介なところか、問題のところでありまして、一号は、この預貯金が自己名義でなければならぬ。二号は毎月引き続いで一定額を積んでいく。六カ月以上その積み立てをやらなければならぬということ、特別の場合には例外を認めると書いてあります。

三号は、その貯蓄が平均二カ年間に以上貯蓄になるものでなければならぬというのが書いてあります。四号は、途中で解約をしてはいけない。また担保に供してはいけない。もちろん絶対

禁止ではありませんので、解除いたしませんと控除した税額を取り戻されるところが後の条文に出て参ります。

第五号は若干ごまかひのようですが、公社債の繰り上げ償還あるいは新株発行とか株式譲渡とかいったような場合には、一体二カ年貯蓄を続けるということはどういうことになるかというのを政令に譲るといふことでもあります。

第四十一条の三で、控除が百分の三と四十一の二の二項がちょっと普通と違ふところで、税額があつたより更正決定されて修正申告があつたというやうな場合に、貯蓄控除を前に受けておられるけれども、更正決定の結果所得があつたふたつとよけいやってもらえるはずであつたというやうなときに、一々それを直しておると、減つた場合には控除し過ぎたといつたやうなことになるので、一々直しては、とてもいけないから、それはもう確定申告のときの控除額あるいは年末調整のときの控除額で勝負をつけてしまいたいというのが二項に入っております。

以下は申告書それから解除の場合の取り戻しというやうなことから、省略いたします。

貯蓄控除についてはその程度にいたしまして、あと措置法の中でのいろいろ入っておりますのを、条文順を追うて申し上げて参りましょう。

第十二条、これは個人のところでありまして、特別償却は法人のところの方が感じが出ますから、特別償却はずつと飛ばしていただいて、第二十四条、その前は法人のところと同じ規定が出て参りますから……そこで第二十

四条、開墾地等の農業所得の免税、これを期限を延ばす。三十六年三月三十一日まで延ばす。

二十五条、土地改良事業施行地の後作所得の免税、これもそれぞれ若干手を加えておられますが、あまりに大きな点はございませんから、後ほどまた必要に応じて申し上げます。

それから貯蓄のところを飛びまして、四十四条以下に特別償却その他の法人税関係の改正があります。

四十四条、試験研究用機械設備等の特別償却は、今は三年間で均等償却させるといふのを、最初の一年に半分償却して、次の二年に残りを償却する、こういうふうに変更です。

それから四十四条の二というのは、新設の条文であります。新技術企業化用機械設備等の特別償却、期限は昭和三十八年三月三十一日までの間、五年間ということにしまして、企業合理化促進法に規定を設けて、新しい技術が成功した、しかし企業化についてどうも足が進まないというときに、この刺激をつけようという意味で、企業合理化促進法の方で、通産大臣、大蔵大臣と御相談して、これは新技術の企業化であるという判定をされまして、その判定に基づいて、取得した機械設備等につきましては特別償却を認めようという規定であります。その特別償却は初年度二分の一であるという、まあ、かなり強い特別償却であります。

それから四十五條、これは期限の延長で、協同事業用機械等の特別償却、それから次の新築貸家住宅の増増償却、海外支店用設備等の特別償却、これらはいずれも期限の延長であります。

延長の年限はそれぞれその性質に応じて定めたつもりでございます。次に第五十四條、輸出損失準備金勘定への繰入金額の損益算入、これも延長する。先ほどの海外支店用設備等の特別償却と、この輸出損失準備金勘定への繰り入れの期限の延長、これは輸出所得控除の制度を昨年御記憶の通りまた一段と拡充いたしまして、税制調査会の答申では、この二つは期限でやめたかどうか、いろいろ制度としての問題もあるし、というところでありますが、何分今輸出振興が一番の至上命令だといふときでありますので、輸出所得控除の期限と同様に、昭和三十四年一ぱいはこれを続けるということにいたしております。

それから五十五條の輸出所得控除の条文におきましては、三國間輸送について取引基準の率を上げるというのが一項十一の改正、それから紡績会社の下請についても輸出所得控除を認めるといふのが、これは八号に縫製加工というのを入れて、その意味を表明しております、その二点であります。

それから五十五條の二、それから五十七條というあたりは整理というふうにお考え願います。

それから七十二條以下、これは登録税であります。これは税率軽減の期間を延ばそう、建築ならば建築五カ年計四の周期に合はして三十七年三月三十一日まで、その他それぞれに延ばして期間を延ばす、ずつと登録税の税率が繰り上げてあります。七十九條外航船のところまで書いてあります。

それから九十一條は、貯蓄奨励の關係の契約には印紙税は課さない。それから九十二條で、航空機の乗客

の通行税の軽減をもう一年続けるということに相なっております。付則については特に申し上げます。大へんかけ足でございますので十分かと思ひますが、これで終ります。

○委員長(河野謙三君) 以上、五つの法案に対する質疑は、都合により後日に譲ります。

○平林剛君 いろいろ勉強いたしましたので、追つて資料の提出をお願いいたしますが、とりあえず、所得税法の一部を改正する法律案に關しては、証券会社別クローズ型、オープン型それぞれ残存元本、設定額、償還額、解約額等についての資料をお願いをいたしたいと思ひます。それから法人税の一部を改正する法律案に關しては、今回の改正案による法人企業と個人企業との税負担の比較、それからできれば、社会党の修正案が提出をされておられるから、社会党の修正案による法人企業と個人企業との税負担の比較はどうなるか、これがわかるやうな資料をお願いいたします。それから会社別、資本金別法人の所得区分、これは従来税制調査会におきまして御提出になったかと思ひますが、これを一つ知らして下さい。その次は簡単な資料ですが、改正案によりますと、法人の実効税率がどう変化してくるか、法人の実効税率の変化につきましてわかる資料をお願いをいたしたいと思ひます。あとはまた勉強いたしましてお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) ほかにもありませんか。

本日はこれにて散会いたします。なお次会は二十四日曜日午後一時

といたします。

午後四時五分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一一二三三号)(第一一一八二号)(第一一八三三号)(第一二〇一七号)(第一二二七号)(第一二二三三三号)

第一一二三三号 昭和三十三年三月八日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
請願者 北海道網走市南四条東五丁目網走簡易保険加入者の会内 東出重蔵 外十名  
紹介議員 千葉 信君  
国民経済の改善をはかる上においても貯蓄の増進は国家の重要問題であるが、現行の所得控除のうち生命保険料の控除額は低きにすぎることから、これを最低四万円以上に引き上げられたいとの請願。

第一一一八二号 昭和三十三年三月十日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
(二通)  
請願者 北海道斜里郡斜里町本町三五斜里簡易保険加入者の会内 森元菊夫 外一名  
紹介議員 西田 信一君  
この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。

第一一一八三号 昭和三十三年三月十日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
(二通)  
請願者 北海道空知郡滝川町栄町四三五滝川簡易保険加入者の会内 照本市 藤外二十名  
紹介議員 北 勝太郎君  
この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。

第一一二一七号 昭和三十三年三月十日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
(三通)  
請願者 北海道浦河郡浦河町旭町浦河簡易保険加入者の会内 穴水順平 外十名  
紹介議員 西田 信一君  
この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。

第一二〇一七号 昭和三十三年三月十日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
請願者 北海道浦河郡浦河町旭町浦河簡易保険加入者の会内 穴水順平 外十名  
紹介議員 堀 末治君  
この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。

第一一二三三三号 昭和三十三年三月十日受理  
生命保険料控除額引上げに関する請願  
請請者 北海道虻田郡倶知安町北一条西三丁目倶知安簡易保険加入者の会内

種代高次外十一名  
紹介議員 吉米地英俊君  
この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。